資料3

今後の予定について

第2回フォローアップ会議でいただいたご意見

	ご意見（要約）	対　応
施工について	■過去の掘削形状の検討	
	・過去の掘削形状の検討経緯（面積データ）を整理すること。	・中川中島地区の整備内容についてはP4にて説明
	■河岸の勾配（1：3）を変化させることがサギ類への配慮となりうるか	
	・環境に配慮した一般的な勾配とすることで妥当。	・中川中島地区の整備内容についてはP4にて説明
	■河道掘削にあたりサギ類がインパクトと認識しない離隔距離等はどの程度か	
	・架巣範囲やとまり範囲に変化を与えないのであれば、非繁殖期に掘削工事をしてもサギ類への影響は少ない。31.5kより下流は架巣範囲やとまり範囲にかかっていないため、前倒しで掘削することは可能。	・再検討した整備内容の施工方針をP5にて説明 －離隔距離が確保される箇所から着手する。 －繁殖期は架巣範囲やとまり範囲に変化を与えない。
誘導策	■「中の島」形状で残る部分で未だ架巣範囲・とまり範囲に入っていない部分に対し、掘削前にサギ類を誘導するなどのミティゲーション手法について	
	・架巣範囲の面積に相当する分を藤棚みたいな人工構造物で、営巣環境を確保してはどうか。	・状況の変化を受け、緊急流域治水プロジェクトに位置付けた整備を実施し、当面は旧営巣地は手を付けないものとする（P4）。今後の河川整備計画規模での河道掘削の際に、代償措置（構造物）についても再検討する。
	・営巣林に隣接した場所での試験的な実施は現存の営巣林の高さを延長させるのがよい。	
	・残り3年で実際に営巣するような植生の成立や人工構造物をつくるのは難しい。	
	・とまり範囲の「目隠し」を代替する擬木などの検討も必要ではないか。	
そのほか	■そのほか	
	・中島地区から一部移動した対岸屋敷林のコロニーがなくならないようにすることが大切。	・コロニーが民有地に移動し、周辺の地域住民から苦情が多数寄せられている。埼玉県や吉川市と調整を進めているが、判断は自治体等に委ねられている。
	・対岸屋敷林は、埼玉県や市等と共有しながら取り組む必要がある。	・民有地については、現在吉川市が協議を進めているが、最終的な判断は地権者及び自治体等に委ねられている。 ・今年度、枝おろし等が実施される可能性がある。
		・吉川地区全体の繁殖状況調査を実施（資料2で報告）
	・中の島として残す形状とはするが、自治体や市民も巻き込んだ流域全体で取り組むことに注力するのが良い。	・国、県、近隣自治体と相談しながら対策を検討していく。

中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトについて　過年度に提示した資料

- 中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトにおいて、中島地区と吉川地区の２地区がサギの営巣が確認された地区となった。
- 計画の令和１２年完了に向け、未着手状態である２地区について早期に着手する必要がある。　（赤点線枠）

令和８年１月　第２回フォローアップ会議資料より加工

中川・綾瀬川緊急流域治水プロジェクトの進捗状況（国土交通省）

国土交通省 江戸川河川事務所

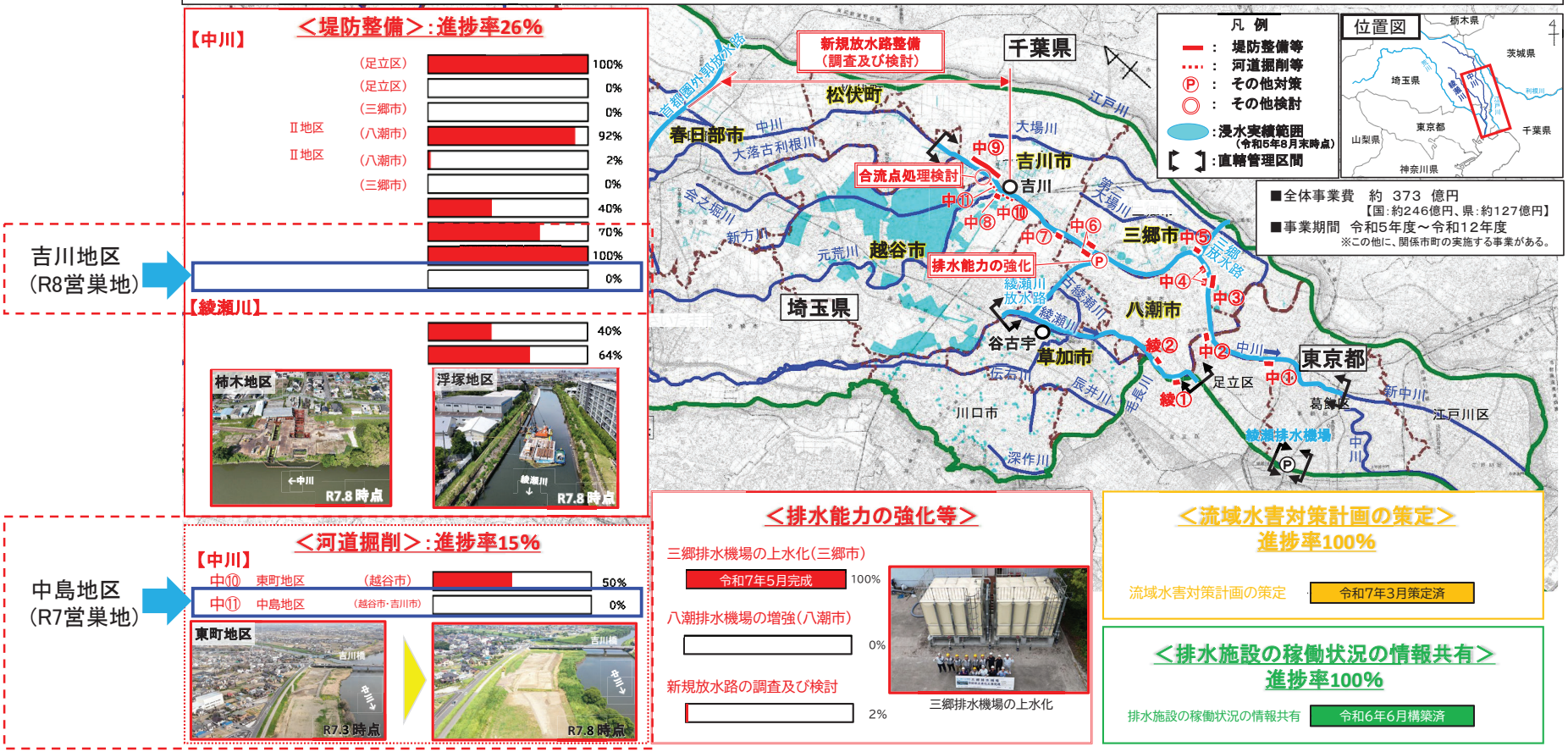
～令和５年６月大雨を受けて国・県・市町が連携し、緊急的な取組を実施～　【R7.11末時点】

○国土交通省では、概ね５か年で浸水被害の大幅な軽減を目指し、令和７年１１月までに以下の流域治水の取組を実施しました。

- ○「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」：草加市柿木地区の堤防整備等を進めており、当該時点の主要な整備（堤防整備）の進捗率は26%です。
- ○「被害対象を減少させるための対策」：流域水害対策計画を令和７年３月２６日に策定しました。
- ○「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」：洪水時における排水施設の稼働状況等の迅速な情報共有に向けた手順・方法の見直しを行いました。

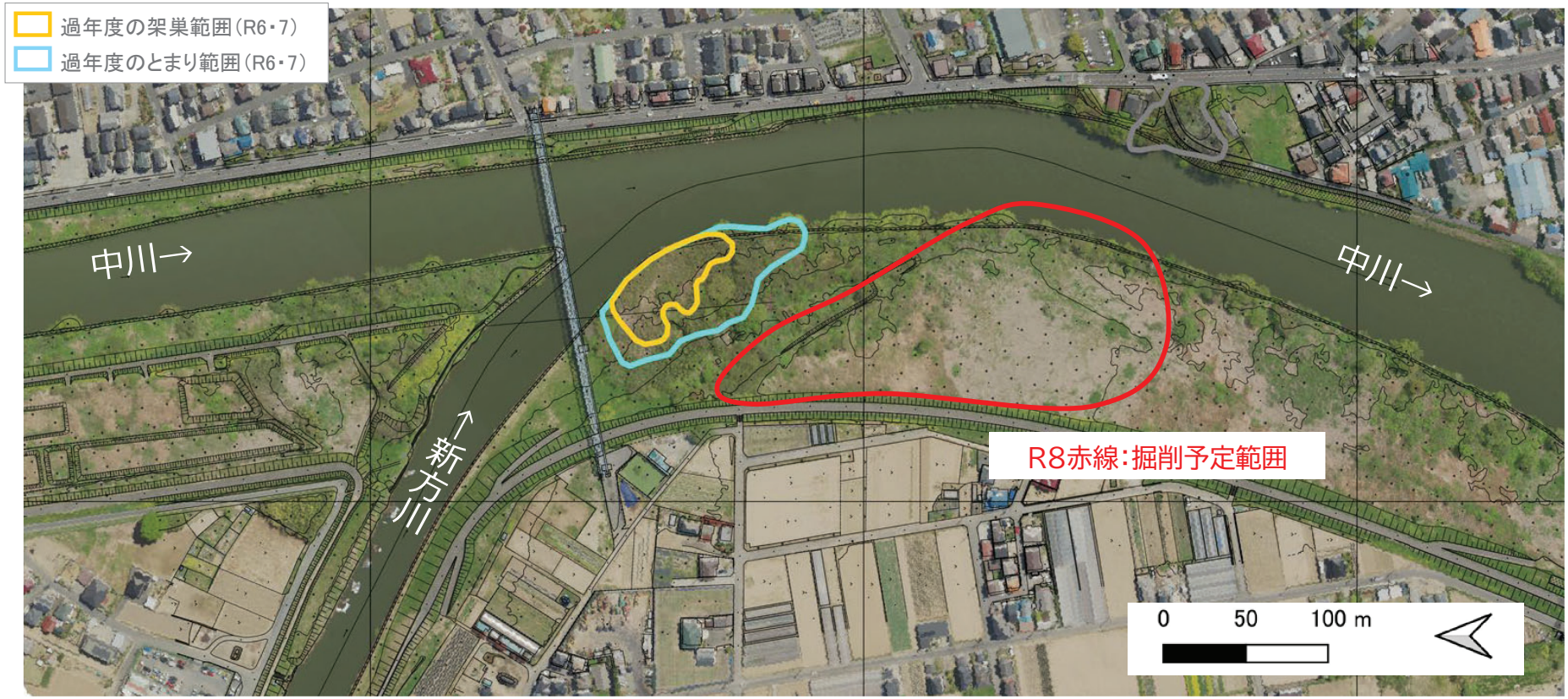
吉川地区（R8営巣地）

中島地区（R7営巣地）



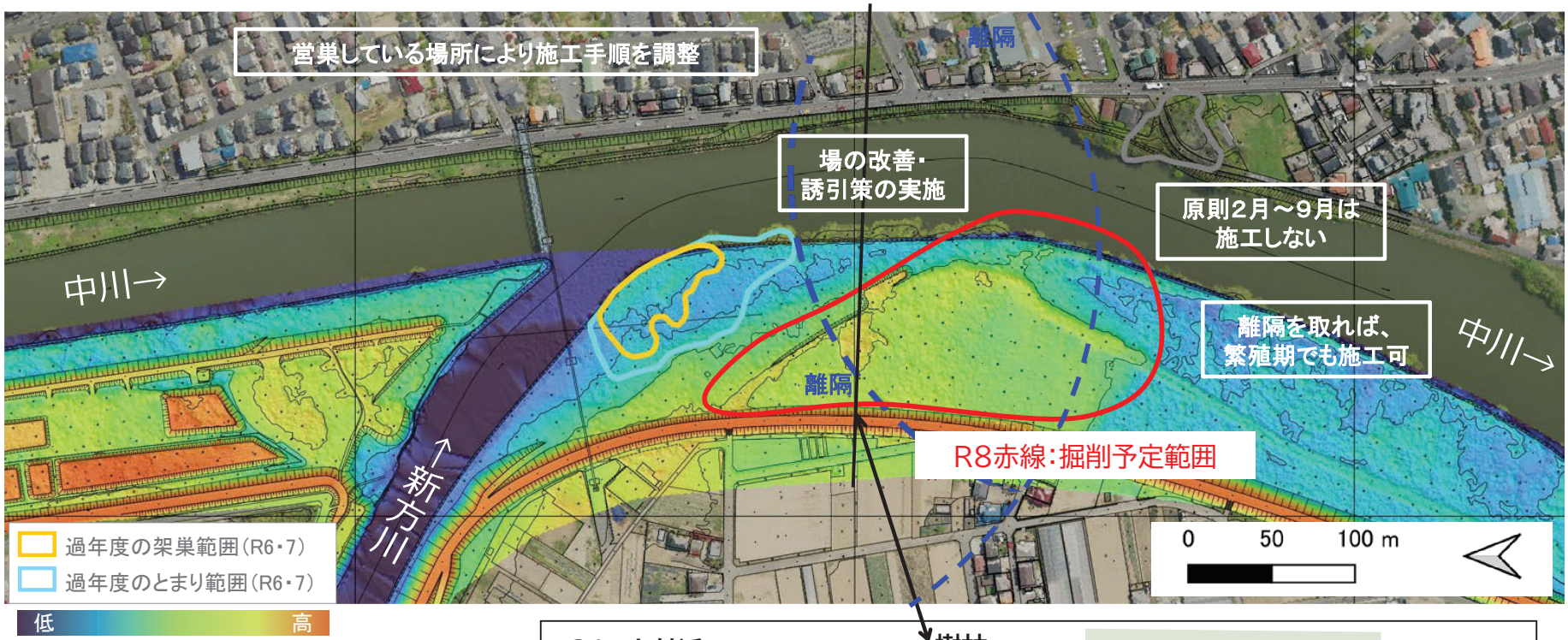
中川サギ類コロニーの今後の方針の考え方（案）　令和8年9月

- サギ類の営巣地が吉川地区に移ったことを受け、これまで検討していた中島地区への営巣地へのインパクトを最小化するための河川整備計画規模での河道掘削と代償措置（構造物）については再検討することとし、当面は緊急流域治水プロジェクトに位置付けた整備を実施することとする。
- これに伴い、中島地区の旧営巣地は、当面は手を付けないものとする。
- また、他の代償地への誘導対策の実施についても、継続して取り組むものとする。



中島地区の実施方針

- 第２回フォローアップ会議までの意見を踏まえ、赤枠内の一部樹木の伐採、旧堤防部分の土砂掘削を進める。
- なお、旧堤防部分の土砂掘削については、採食環境を創出できるようできるだけ工夫を行う。



・原則、繁殖期2月～9月は施工しない
・離隔がとれる範囲は通年施工

